



福岡県医発第587号(地)
平成18年 6月10日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」及び
「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の
施行通知等の送付について

「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の施行通知(案)につきましては、日本医師会より直接、平成18年5月30日付(地Ⅲ34F)の文書をもって連絡がなされていることと存じますが、今般、標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課長より施行通知がなされた旨、日本医師会ならびに福岡県保健福祉部を通じて連絡がありました。

また、厚生労働省医政局経済課長、医薬食品局血液対策課長連名により、麻しん及び風しんに係るワクチンの供給について、各都道府県衛生主管部(局)長宛に通知がなされており、ワクチンの在庫及び供給見通しについて示すとともに、ワクチンの管内在庫が不足傾向にある都道府県においては、管内の市町村、医師会、医療機関、製造販売業者及び卸売販売業者等と緊密に連携し、予防接種を希望する住民がひとりでも多く接種をうけられるよう対応すること等を求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、貴会管下関係医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

1. 福岡県下記事業における、麻しん及び風しん単抗原ワクチンの接種開始時期につきましては、それぞれ異なりますのでご留意くださいますようお願い申し上げます。

<福岡県における予防接種事業>

- ①福岡県予防接種センター事業・・・平成18年6月2日から接種可能
 - ②福岡県定期予防接種広域化事業・・・平成18年8月1日から接種可能
- ※正式文書につきましては、後日再度お送りいたします。

2. 福岡県における風しんワクチンの供給見通しにつきましては、現在、福岡県保健福祉部薬務課より卸売販売業者へ調査中であり、調査結果につきましては連絡があり次第、お知らせいたします。

(地Ⅲ 3 7)

平成 1 8 年 6 月 6 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」及び
「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の
施行通知等の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の施行通知（案）につきましては、平成 1 8 年 5 月 3 0 日付（地Ⅲ 3 4 F）の文書をもって、貴会宛お送りいたしました。

今般、「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の施行について、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部（局）長に対し通知がなされました。

また、麻しん及び風しんに係るワクチンの供給について、厚生労働省医政局経済課長、医薬食品局血液対策課長連名により、各都道府県衛生主管部（局）長宛に通知がなされました。本通知では、ワクチンの在庫及び供給見通しを示すとともに、ワクチンの管内在庫が不足傾向にある都道府県においては、管内の市区町村、医師会、医療機関、製造販売業者等及び卸売販売業者等と緊密に連携し、予防接種を希望する住民がひとりでも多く接種を受けられるよう対応すること等を求めています。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健感発第0531007号
平成18年5月31日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長
飯沼 雅朗 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則
及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について

予防接種の推進につきましては、平素より多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第210号)及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第128号)が平成18年6月2日から施行されることに伴い、別添(写)のとおり、各都道府県に対し通知したところです。

つきましては、貴職におかれましても、当該通知を御理解いただくとともに、各都道府県・郡市区医師会への御協力等、当該予防接種事業の円滑な実施について、特段の御配慮をお願いします。



健感発第0531001号
平成18年5月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第210号。以下「改正政令」という。）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第128号。以下「改正省令」という。）が平成18年6月2日公布され、同日から施行される。改正政令及び改正省令の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管下市町村及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知において予防接種法（昭和23年法律第68号）を「法」と、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）を「令」と、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）を「施行規則」と、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）を「実施規則」と略称する。

おって、「麻しん及び風しんに係る定期の予防接種等に関する留意事項について」（平成17年8月3日付け健感発第0803001号本職通知）、「麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について」（平成17年9月21日付け健感発第0921001号本職通知）及び「麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について」（平成17年12月22日付け本職通知）は、廃止する。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

第1 改正の概要

1 定期の予防接種の対象者（令第1条の2の表関係）

麻しん又は風しんに係る定期の予防接種の対象者について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）の施行の日（平成18年4月1日）前に麻しん又は風しんに係る予防接種を受けた者について、同令による改正後の令の規定が適用されることとなることに

に伴い、第1期及び第2期の接種の対象者を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者とする。

- ア 第1期の予防接種 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
- イ 第2期の予防接種 5歳以上7歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

2 予防接種済証の様式（施行規則第4条の2 様式第3関係）

麻疹又は風しんに係る定期の予防接種を受けた者に交付する予防接種済証の様式を改めたこと。

3 定期の予防接種の実施に関する事項（実施規則第13条及び第14条関係）

- (1) 麻疹の第1期又は第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻疹ワクチンを用いて接種を行うこと。
- (2) 風しんの第1期又は第2期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチンを用いて接種を行うこと。
- (3) 麻疹及び風しんについて同時に行う第1期又は第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチンを用いて接種を行うこと。
- (4) 麻疹又は風しんの第1期又は第2期の予防接種の接種量は、いずれも0.5ミリリットルとすること。

第2 施行期日

平成18年6月2日

第3 留意事項

- 1 改正政令の施行の日（平成18年6月2日）以降、定期の予防接種においては、麻疹及び風しんの単抗原ワクチンの接種が制度上可能となるが、麻疹及び風しんの双方の疾病に係る予防接種率の確保及び向上並びに被接種者の利便性、経済的及び肉体的負担の軽減等の観点から、3に規定する者を除き、乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチンを接種勧奨することが当該疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に資するとともに、副反応による健康被害の危険をできる限り少なくする観点からも適当であることに留意の上、予防接種率の確保及び向上に遺漏のなきを期すること。
- 2 従前の乾燥弱毒生麻疹ワクチン及び乾燥弱毒生風しんワクチンのいずれをも接種した者並びに当該ワクチンのいずれかを接種した者については、予防接種法施行令の一部を改正する政令による改正後の令の規定による第1期の予防接種に相当する接種を既に受け、免疫を獲得している者に該当することから、当然に、乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチンを、麻疹及び風しんについて

同時に行う第1期の予防接種として、当該者に対し再び接種することはできないので、念のため留意すること。

- 3 乾燥弱毒生麻疹ワクチン又は乾燥弱毒生風疹ワクチンのいずれか一方の接種を受けた者及び麻疹又は風疹のいずれか一方に罹患したことのある者については、当該他方の単抗原ワクチンを接種することが制度上可能となること、市町村においては、当該市町村において当該者及び特に単抗原ワクチンの接種を希望する者に対し接種できる合理的な体制を確保することに留意しつつ、予防接種率の確保及び向上に資する適切な接種体制を確保すること。
- 4 第2期の予防接種は、第1期の予防接種によって免疫の獲得が不十分な者又は接種後期間の経過に伴い免疫が低下した者に対する免疫の付与又は強化を行うことを目的として、集団生活を開始する小学校就学前に接種勧奨を行うこととする趣旨であることにかんがみ、改正政令の施行に伴い、第2期の予防接種の対象者に接種勧奨を行う場合にあっては、改正政令の円滑な施行の確保に配慮しつつ、被接種者の接種の便宜等も併せ勘案して、改正政令の施行直後に接種勧奨が過度に集中することのないよう、平成18年度においては、計画的な接種勧奨の推進に努めること。
- 5 従前の麻疹又は風疹の定期の予防接種の対象者であって市町村におけるやむを得ない事情により当該予防接種を受けることができなかった者のうち、改正政令の施行の日以後において第1期の予防接種の対象とならないもの等については、市町村において、地域の実情に応じて、法に基づかない予防接種に対する接種費用の負担が法に基づく予防接種と同等となるように、平成19年3月31日までの間、特段の配慮を行うとともに、法に基づかない予防接種についても、当該予防接種が予防接種事故賠償補償保険制度の対象となるよう、併せて配慮されたい。

謹啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

ワクチンの安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、この度、麻しん風しん混合ワクチン（MR混合ワクチン）に加え麻しんワクチン及び風しんワクチン（単抗原ワクチン）についても、予防接種法に基づく定期の予防接種の接種液として位置づけることが示され、麻しんワクチン及び風しんワクチンの今後の供給について別添のとおり都道府県衛生主幹部（局）あてに通知をさせていただいたところです。

つきましては、別添通知について、貴会傘下地区医師会等に御周知いただくとともに、御協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

平成18年6月2日

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

関 英 一

社団法人日本医師会

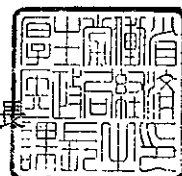
常任理事 飯沼 雅朗 殿



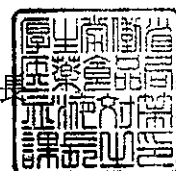
医政経発第 0602003 号
薬食血発第 0602001 号
平成 18 年 6 月 2 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



麻しん及び風しんに係るワクチンの供給について

今般、別添の通知が発出され、麻しん風しん混合ワクチン（MR混合ワクチン）に加え麻しんワクチン及び風しんワクチン（単抗原ワクチン）についても、予防接種法に基づく定期の予防接種の接種液として位置づけられることとされた。ついては、平成18年5月末時点の麻しんワクチン、風しんワクチン（単抗原ワクチン）及び麻しん風しん混合ワクチンの在庫及び9月までの供給見通しに関し、下記についてご了知の上、貴管下関係者に対してご周知いただくとともに、下記3から6までについて適切に対応いただくようお願いする。

記

1. ワクチンの在庫及び供給見通し等は次表のとおりであること。製造販売業者等において、需要の動向を見つつ、追加的な生産を検討しているところであること。

(単位:本 100本単位四捨五入)

	MR混合	麻しんワクチン	風しんワクチン
5月末在庫(全国)	193,000	163,000	32,000
出荷予定			
6月上旬			
6月中旬	142,000	60,000	

6月下旬		75,000	
7月上旬	66,000		
7月中旬			60,000
7月下旬	67,000		75,000
8月上旬			
8月中旬	150,000		
8月下旬	198,000	37,000	
9月上旬			60,000
9月中旬	150,000	60,000	
9月下旬	132,000		72,000
合計	1,098,000	395,000	299,000

2. 厚生労働省では、予防接種制度の移行期における需給の安定化に資するため、当分の間、麻しんワクチン、風しんワクチン（単抗原ワクチン）及び麻しん風しん混合ワクチンの供給状況及び供給見通しを定期的に各都道府県、製造販売業者等に対して提供することとしていること。
3. 都道府県は、管内の供給状況を踏まえ、関係者に対し、計画的な予防接種の推進のための参考として当該ワクチンの供給状況及び供給見通しに関して正確な情報を共有するよう働きかけ、接種希望者が供給に不安を抱くことなく接種を受けられるよう努めること。
4. 都道府県は、製造販売業者等及び卸売販売業者に対し、医療機関等の予約状況から需要動向の把握に努めるとともに、需給の不均衡による混乱を回避するため、在庫が不足した場合には速やかに在庫の融通等に努めるよう要請すること。
5. ワクチンの管内在庫が不足傾向にある都道府県においては、管内の市区町村、医師会、医療機関、製造販売業者等及び卸売販売業者等と緊密に連携し、次の取り組み等を通じ、予防接種を希望する住民がひとりでも多く接種を受けられるよう対応すること。
 - (1) 医療機関や製造販売業者等及び卸売販売業者の在庫量を調査し、その後の当該地域におけるワクチン需要量を考慮した上で、関係者が協力し、ワクチンの融通を図ること。
 - (2) 地域住民から接種可能医療機関に関する問い合わせがあった場合には、貴管下市区町村と連携して適切に相談に応じること。
6. 都道府県は、管内在庫が不足している等の情報を入手した場合は、速やかに、厚生労働省医薬食品局血液対策課情報企画係まで連絡すること。